平成２１年（フ）第２１２６号
大阪府寝屋川市大利元町11番７号、店舗の所在地三重県名張市鴻之台２番町120番
破産者　エドヤ水道宅設こと　江上　常秀
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１７０号
兵庫県西宮市仁川町２丁目１番21―511、開始決定時の住所兵庫県西宮市一里山町７番３―404号
破産者　山本健太郎
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２８０号
大阪府茨木市南安威２丁目８番13―304号
破産者　永池　正信
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３１５号
大阪市天王寺区玉造元町10番17号グランビュー真田山701号、前住所大阪市天王寺区玉造元町８番19号
破産者　フラワーショップイワセこと　岩瀬　洋子
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３６１号
大阪市生野区中川１丁目２番21―802号、前住所大阪市東淀川区下新庄３丁目５番４―501号
破産者　相川　保男
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３８９号
大阪府豊中市本町４丁目３番32―402号
破産者　上田　秀樹
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４５９号
大阪市生野区巽東２丁目１番６―405号、前住所大阪市生野区巽北１丁目27番２号
破産者　髙橋武こと　髙　　武
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５９９号
大阪市西淀川区千舟２丁目７番18―207号、前住所大阪府東大阪市玉串町西１丁目３番14号
破産者　前田　正憲
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８１７号
大阪市平野区長吉長原１丁目５番５号パーマリィーハイツ平野南205号
破産者　すみちゅう印刷社こと　炭﨑　良忠
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９５０号
大阪市生野区桃谷４丁目12番７号
破産者　松田相浩こと　李　　正秀
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４０３号
大阪市東住吉区住道矢田３丁目６番９―211号
破産者　石田　茂樹
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４１３号
大阪府茨木市沢良宜西１丁目17番２号
破産者　畑　みち代（旧姓地主）
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４４４号
横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港１号棟307号室
破産者　山口　弘志
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６６８号
大阪市鶴見区浜３丁目15番22号
破産者　松本住研こと　松本　　弘
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７１９号
大阪府守口市八雲西町４丁目29番地11号グレースハイツ105号室、開始決定時の住所大阪府守口市八雲西町４丁目17番４号
破産者　嶋建築事務所こと　岩元　寛行
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９２７号
奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘１丁目６番地12
破産者　岩浅　　勲
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９７１号
大阪市都島区御幸町２丁目８番７―502号
破産者　北田喜代子
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０５３号
大阪市北区天神橋４丁目１番22号
破産者　エフ・プランニングこと　福山　直成
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０５５号
大阪府東大阪市渋川町２丁目３番11号ヤスダハイツ４号
破産者　石原　道枝
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部